

経営力向上関連保証の概要について

経営力向上関連保証	
対象者	中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項に規定する経営力向上計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者であって、認定経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施する者
保証限度額	普通保証 2 億円（組合等 4 億円） 無担保保証 8,000 万円 新事業開拓保証 3 億円（組合等 6 億円） （ただし、新事業開拓保証については、新事業開拓保証の一般分及びその他特例分を含む。） 海外投資関係保証 3 億円（組合等 6 億円） （ただし、海外投資関係保証については、海外投資関係保証の一般分及びその他特例分を含む。）
資金使途	認定経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業のうち新事業活動の実施に必要な設備及び運転資金
取扱金融機関	約定締結金融機関
申込添付書類	信用保証委託申込書、認定経営力向上計画及び必要資料
保証期間	原則として運転資金 5 年以内、設備資金 7 年以内（ともに据置期間 1 年以内を含む。）
保証形式	証書貸付
返済方法	原則として均等分割返済
融資利率	金融機関所定利率
保証料率	責任共有対象 0.77% （ただし新事業開拓保険で無担保 5,000 万円超及び有担保の場合は 1.06%、海外投資関係保険の場合は 1.11%）
担保保証人	8,000 万円超は、原則有担保 原則、法人代表者以外の保証人は不要